

平成27年6月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成27年6月12日

○出席議員 16人

1番 藤本 治 君	2番 高 梨 弘 人 君	3番 久 我 恵 子 君
4番 照 川 由美子 君	5番 磯 野 典 正 君	6番 鈴 木 克 己 君
7番 戸 坂 健 一 君	8番 佐 藤 啓 史 君	9番 黒 川 民 雄 君
10番 末 吉 定 夫 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩 瀬 洋 男 君	14番 土 屋 元 君	15番 岩 瀬 義 信 君
16番 寺 尾 重 雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿 田 寿 男 君	副 市 長 関 重 夫 君
教 育 長 藤 平 益 貴 君	総 務 課 長 藤 平 喜 之 君
企 画 課 長 関 富 夫 君	財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君
税 務 課 長 土 屋 英 二 君	市 民 課 長 渡 辺 茂 雄 君
介 護 健 康 課 長 大 鐘 裕 之 君	生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君
福 祉 課 長 花ヶ崎 善 一 君	都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君
農 林 水 産 課 長 関 善 之 君	観 光 商 工 課 長 酒 井 清 彦 君
水 道 課 長 岩 瀬 健 一 君	会 計 課 長 岩 瀬 義 博 君
教 育 課 長 軽 込 貫 一 君	社 会 教 育 課 長 吉 清 佳 明 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 目 羅 洋 美 君	議 事 係 長 植 村 仁 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第32号 勝浦市過疎地域自立促進計画の一部変更について

議案第33号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算

議案第36号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

第2 請願の委員会付託

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

請願第2号 「国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

第3 休会の件

開 議

平成27年6月12日（金） 午前10時開議

○議長（寺尾重雄君） ただいま出席議員は16人で、全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（寺尾重雄君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第32号 勝浦市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 私からは、議案第32号 勝浦市過疎地域自立促進計画の一部変更について、お伺いいたします。改正案の生活環境の整備の力、その他関連施設の部分で、3行目になりますが、「今後、給油所の廃業や撤退等により、身近にガソリンや灯油を手に入れる場所がないといった事態が生じないよう、安定供給の仕組みを考える必要があります」とありますが、この「身近に」という部分の定義があればお聞かせください。

次に、（2）その対策の力、その他関連施設の部分ですが、3行目、「地域の活力を失わせないために、給油所を維持し、石油製品を安定供給できる環境の整備に努めます」とありますが、この給油所を維持して、石油製品を安定供給するというのは、あくまで民間の所管のものだと思いますが、どのような意図でこの一文を盛り込んだのか、また、行政がこの努力義務をどのように果たしていくのか、この点についてご説明をいただければと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。まず、「身近にガソリンや灯油を手に入れる」ということですが、これにつきましては、市内にございます給油所、ガソリンスタンドにつ

いてでございます。また、力のその他の関連施設ということの中の、どのような努力義務かということでございますけれども、この変更の意図といたしましては、現在、勝浦市内に10事業所のガソリンスタンドがございます。そのガソリンスタンドにつきましては、消防法の改正ですとか、耐用年数の経過とか、そういうものによりまして、改修ですとか、そういう必要性が出てくる状況になっております。そのような中で、一般的な給油所の改修費につきましては、一般的に1億円から1億5,000万円ぐらいかかると言われている中で、国の交付金のほうが一般的には3分の2の補助を受けることができます。その3分の2というのは、給油所の埋設施設に係る費用ですけれども、その3分の2がかかるというふうになっております。その中で、過疎地域の中で、過疎地域自立促進計画の中で、今回提案させていただきました改正内容の給油施設関係の内容につきまして、議決をしますと、3分の2から4分の3の補助金のかさ上げがあるということがございましたので、そういう意味合いから、今回、この改正、一部変更ということをご提案させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 改正の意図についてはよくわかりました。1点だけ再確認ですけれども、その他関連施設の部分の「身近に」という部分の定義というのは特にないということよろしいでしょうか。既に市内には、ガソリンスタンドが一般的な身近にない地域もございますので、補助率のかさ上げということでは理解しましたが、今後、ガソリンを相入れられない地域が出てしまっていることについては、特に何か行われているわけではないということでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。過疎化が全国的に見まして進んでいる市町村の中で、実際、ガソリン給油所のほうが廃業されて、身近に給油所がないことによりまして、車の給油のほかに寒さをしのぐ灯油関係とか、そういうものも簡単に、身近に手に入れられなくなっている地域も多くあるということの中で、今回、勝浦市においても、現在ある給油所のほうも極力そういう補助金を使っていただきまして、なくならないような形のものにしてもらいたいということで、かさ上げを狙ったということで、今回提案させていただいているところでございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） この記述を加えることによって、補助のかさ上げということはよくわかるんですけれども、とはいえ、文章の中に「安定供給の仕組みを考える必要があります」とはっきり明文化したわけですから、この安定供給の仕組みという部分について、何かお考えはありますか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。安定供給の仕組みにつきましては、従来、これまで購入されている方々の方法があると思いますが、市といたしましては、それ以上の方策等は現在、考えてはおりません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号は総務文教常任委員会へ付託いたします。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第33号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 議案第33号の国民健康保険税条例の改正につきましては、課税限度額の引き上げによる該当者の広がりというのがどの程度なのかということと、低所得者に対する軽減措置の拡充、この改正によりまして、これに該当される方がどの程度広がるのかということをお尋ねしたいと思います。

議案第34号につきましては、一歩前進という施策、現物給付になるわけですから、非常に利用しやすくなるわけですが、一方で、3つの点で一部負担金の問題、それから65歳以上の方々に対する対応の問題、入院給付費の補助の変更、これら3点につきましては、現在の状態がどう変わるのか、それがなぜ変わるのかという理由も含めてご説明いただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答え申し上げます。まず、限度額の引き上げに伴う影響の世帯数で申し上げます。医療給付費分につきましては、4月末で26年度所得に基づく計算で試算しましたところ、現行82世帯が限度額を超えていましたものが改正案で計算しますと75世帯に、7世帯が限度額オーバーではなくなるということで、負担が広がることによって、限度額を超えない世帯が7世帯増えるということで、7世帯と考えております。

同じように、後期高齢者医療支援分では5世帯が影響が出てまいります。介護納付金分につきましても、12世帯限度額ではなくなる世帯が出てまいります。次に、軽減による拡充の部分につきましては、医療給付費分の2割軽減で、新たに16世帯が対象になります。5割軽減では22世帯が新たに対象になります。後期高齢者支援分では、2割軽減が16世帯、5割軽減が22世帯、新たに対象になります。

介護納付金分につきましては、2割軽減で8世帯、5割軽減で9世帯が軽減の対象に加わります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。基本的には、平成27年8月から千葉県の実心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部が改正されたために、本市におきましてもこれにあわせて本市の勝浦市重度心身障害者の医療支給に関する条例の一部を改正しようとするものではございます。そういう中で新たに県に合わせまして、通院及び入院1日につきまして300円の自己負担を新たに設定すると。もう一つは、65歳以上の方につきましては、後期高齢者医療制度の該当になりますので、今後、対象から除くものとして、これはまた別に規則で定めるものでございます。ほかに入院給食の関係では、これは平成19年4月からもう既に

県は廃止しております。こういう中で、受給権者の負担緩和措置ということで、この間は実施しておりましたけれども、今回、その2分の1についても、障害者福祉サービスの公平性の観点から、この際、廃止して、全額負担というふうにするようなことでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 議案第33号のほうの課税限度額の世帯が減少するというのが、ちょっと理解ができなかったんですけども、51万円から52万円に引き上がることによって、82から75に対象が減るというのは、もう少しご説明いただけないかなと思います。増えるのかなと思っていたのですが、減るというのがどういう事情に基づくものかということですね。

あと、議案第34号につきましては、65歳以上の方々については、規則で変更するということなんですけど、今回、提案されている条例改正案のどこを見れば、そのことについて、どう変更するかが書かれているのか、書かれていないように思えるんですけども、それはどこに該当しているのか、今回の条例改正案の提案文書の中にどういうふうに盛り込まれているのか。市長の提案理由の説明の際には、ご説明があったんですけども、条文そのものには該当箇所がないように見受けられますけれども、いかがでしょうか。

それと、入院給食費の2分の1の補助は、結局市がこれまで単独でやってこられたということだと思うんですけども、それを今回、県にならって廃止するということなわけですけども、今まで市単独事業として上乗せしていたものを今回取りやめる、その理由を、改めてお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答え申し上げます。限度額引き上げに伴いまして限度額超過世帯が減るその仕組みというか事由についてということでございますけれども、例えば医療給付費分であれば所得割が7.4%で保険料を出しますけれども、高額所得者で7.4%を掛けたときに、今までよりも限度額が1万円上がることによって、これまでは限度額を超えた、もうそれ以上は税金をとれないよという対象だった方が、限度額が引き上がることによって、税額が限度額以内におさまるということから、限度額を超える世帯は減る、高額所得者については負担が増えることによって課税限度額を超えて税としてとれない、限度額を超過する世帯が減るということでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。65歳以上の対象外ということで、条例にはないという関係ですけども、これにつきましては、現在の条例第3条に、この条例による医療費等の支給を受けることのできる者は、次に掲げる重度心身障害者とする。ただし、規則で定めるものを除くということでございまして、受給権者の除外規定については規則で定めることとなっておりますことから、65歳以上で新たに手帳を交付された該当者を除くことにつきましては、同施行規則第3条の適用除外規定に追加をするということで考えております。

もう一点、2分の1の支給の関係ですけども、これにつきましては先ほど申しましたように、平成19年当時、暫定的に急激な負担増に配慮したものでございまして、その経過措置的な期間も相当経過しております。また、案内市町におきましても、ほとんど既に廃止していること、また、いすみ市におきましても、この4月1日から2分の1の助成についても廃止をし

した。また、食事につきましては、通常生活によるものは除くということで、国・県の考えに準じたものでありまして、さらに在宅障害者との均衡を図るなどを踏まえて、この際、廃止するというところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 議案第34号につきまして、今、説明があったわけですが、今、紹介された3条は、この提案の条例改正には該当していませんので、3条がどんなふうに書かれているか、ここには載っていませんよね。こういう条例改正提案をされる場合には、やっぱり丁寧に内容が議員にも伝わるようにしていただきたい。そういう点では、税条例の一部を改正する条例の概要というものが、今回、あわせて、税条例の改正案には、1枚添付されているんですけども、同じように、今回のこの重度心身障害者への医療費支給に関しては、今、言った3つの点について、特に65歳以上の方々については、この条文そのものを見るだけでは、決して我々にはわからないわけですよ。そういう点では、市長の口頭による提案説明だけでは絶対に足りない。やっぱりこういう文書、1枚説明文をつけて提案すべき内容だろうと思いますけれども、その点について、今後ぜひ改善すべきと思いますけれども、ご見解を伺いたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。条例改正のポイントにつきましては、市長からの提案理由の説明で申し上げたとおりでございます。そういう中で、条例改正に係る解説資料とかの添付の必要性ということでございますけれども、福祉課だけの問題ではございません。いろいろなところからこういった条例改正はいろいろ出てきます。難しい条例改正あるいは簡単なもの、いろいろあるとは思いますが、そういう中で、今後につきましては総務課サイドと協議が必要なのかなというふうには、私のほうでは考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号及び議案第34号、以上2件は産業厚生常任委員会へ付託いたします。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第35号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算、議案第36号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号、事項別明細書のページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。松崎議員。

○11番（松崎栄二君） 議案第35号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算の中から、8款消防費の中の15節工事請負費ということで4,241万5,000円ということであります。説明書きを見ますと、工事請負費の中でその他の工事費156万6,000円、これは解体工事費なんですけど、今回の工事費は2棟分ですね。第1分団の浜勝浦、それと第4分団の植野、この2棟分の工事費はわかる

んですが、解体工事費ということで1棟分なんですね、これを見ますと、第1分団の第2班、浜勝浦分しか載っておりません。4分団の植野の分の解体費用というのは、どうしたんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。ただいまの詰所の解体の工事費の件でございますが、浜勝浦の詰所は現地建て替えでありますので、解体後、その現地に建築をするということでございます。また、植野の詰所に関しましては、こちらは用地の移転がありますので、その移転先に建築した後に移転しますので、既存詰所につきましては、完成まで継続的に使用いたしますので、当面はそのまま使用するというようなことでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。松崎議員。

○11番（松崎栄二君） 移転ということで、今建っているところはすぐは解体しないということでしたが、その移転先というのは、恐らくもとの農協のガソリンスタンドの跡地じゃないかなと思います。そういうことで、その移転先の面積と、あと無償か有償か、どのくらいの期間借りるのかということをお聞きしたいと思います。また、地下に、多分ガソリンスタンドの跡地だと思うんですが、タンクが埋設されていると思うんですが、そういうところの処理なんかはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。まず、移転先でございますが、いすみ農業協同組合のガソリンスタンドがあった場所、今は取り壊されておりますが、そちらを予定しております。用地面積に関しましては、約300平方メートルということで予定しております。また、有償、無償につきましては、有償を予定しております。また、期間についてでございますが、借地期間でございますが、こちらは消防詰所という性格がありますので、それに支障のないような期間の設定を、今後、いすみ農協のほうと協議してまいりたいと考えております。

また、従前、ガソリンスタンドでしたから、地下にタンクがございますけれども、そちらに関しましては、撤去はしないというふうに聞いております。その理由でございますが、まず、撤去費が非常に高額であるということと、タンクを清掃しまして、聞いておりますのは中に水を満水にするということと、用地的には、そのタンクの上はスタンドで使用されておりましたから、まずコンクリートの丈夫なたたきが施工されている。今度、詰所を建築に当たりまして、またそのコンクリートのたたきの上に上乗せのコンクリートを敷設いたしますので、構造的には問題がないと思われまますので、タンクはそのままということでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。松崎議員。

○11番（松崎栄二君） わかりました。結局はその借地料は有償ということですので、年間どのくらいで借りるのかと、あと、一番大事なことなんですけど、今、4分団が使用しております詰所、家屋なんですけど、非常に危険な状態なんです。見ればわかると思いますが、県道に即してまして、下にはトタンが剥がれかかっております。歩行者にも非常に危険だし、当然、自動車等が前を走りますので、8月、9月の台風シーズンになりますときに、非常に危険なんですよ。そういうことで、移設先にいつごろ建てて、完成して、撤去は今回の予算に入っていないんですけど、できるだけ早く撤去していただきたいな、解体していただきたいなと、地元の要望もあ

りますので、その辺をご検討していただきたいと思います。なるべく早く解体していただきたいなと思います。どうしても延びるようだったら、ある程度補修をしないと、台風シーズンには非常に危険な状態でありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁はよろしいですか。松崎議員。

○11番（松崎栄二君） 金額。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。今までのJAいすみ農協との協議では、300平米で約6万円ほどが協議の借地料となっております。年間6万円ほどということで協議をしております。

あと、消防詰所の完成予定は、今のところ12月、本年12月を予定しております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 私も、議案第35号なんですけれども、14ページになります。総務費の中の齋藤先生の地方創生プランニングディレクターの報酬に関係したところでございます。昨日も一般質問の中で、既に4月から作業されているというご答弁がありました。また、3月議会の中で日当3万円で月に数回来られるというようなご説明もありましたので、120万円ということは40回程度来られるんだなということの予想はつくんですが、その中で、昨日も、いろいろ調査に少し入っておられるというようなお話でございました。なかなか私たちにとって動きがわからないところもありますので、現時点で、どういう調査が行われてきているのか、昨日の話だと、10月末くらいに上げるという話だと、4月、5月、6月、7月、8月、9月と、ほぼ半分近くまで来ているということになりますので、こういった形でそれが行われているのかということをもと確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。まず、齋藤先生につきましては、月に四、五回程度出いただく予定にしております。また、現在、行っている業務でございますが、4月2日から出ていただいておりますが、まず、勝浦市を知るということで、市内各地をご自分の足を使って調査をしております。そして、全体的な調査を終わった時点で、各4地区の区長代表さん4名とのヒアリングを実施しております。また、ご本人が農村計画学的なものご専門というか、得意な分野としておりますことから、農林水産課の農林係長のヒアリングですとか、観光商工課長ですとか係長とのヒアリング、さらに、企画課の地域活性推進係長とのヒアリング、また、松野と小松野にZPというグループ、家族単位で構成したグループなんですけれども、その代表者とのヒアリングなどを行っております。現在、そういうところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 区長さんに回られて、齋藤先生は、確かに農村計画学ですか、そういう本も出されているので、そういうところが得意なジャンルだということは承知をしているんですけれども、区長、会長さん4名と面談して、地方創生という勝浦市の一つの大きな事業の中で、月に何回か来て、果たしてそれで勝浦のことがわかってもらえるんだろうかという疑問が非常にありまして、例えば実は、私、興津商店会長も何年かやっているんですが、そういう実態は、

いつかきっとヒアリングに来てくれるんだろうなというふうに待っているんですけど、今のところ、そういう動きはありません。今日、商工会に電話したら、商工会のほうも特別、そういう接触は全くないと。予算上、これから会議があって、ある程度できたものを理事長とか会長が呼ばれてこうですよと提示されて、いいんじゃないですかねという形で、地方創生のプランニングが決まるとは、まさか思いせんけれども、どこまでのことをやるのかというのが、ちょっと把握できていませんもので、今後のスケジュールに関しましてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。地方創生の戦略のほうにつきましては、昨日も答弁させていただいた中で、11月中までに固めて、その前の10月にパブリックコメントということでお話をさせております。当然、パブリックコメント案につきましては、その中に齋藤先生の提案も盛り込む予定でございます。そのようなことですので、9月中には齋藤先生の戦略プランを固めていくというような形になると思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 昨日、一般質問の答弁にもあったんですけど、区長さんと会って、区長さんの熱意のあるところとより一層深く進めていくような話も出ていましたけれども、そういうところが選定されて、そこにだけ特化されていくような形は、とるのかどうかわかりませんが、また委員会のほうもありますので、そちらのほうで関連して質問させていただこうかなというふうに思いますけれども、どこをどういうふうにやっていくのかということが、正直なところ、私たち議員のほうも理解できていないということもありますので、引き続き話は聞いていきたいというふうに思いますけれども、もう少しそういう中身の状況を、我々にとって説明していただけるような形をとっていただけないかということもありますので、その辺について、3点目の質問になりますので、ご回答だけいただければというふうに思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。齋藤先生が、このプランニングディレクターとかシティーマネジャーのほうに申請をしていただいたときの申請の動機みたいなものが資料であるんですけども、まず、これが勝浦市に決まった時点ということになって、ご本人がシティーマネジャーになった際は、こういうようなことをやりたいというそういう手法の理由があるんですけども、それについては、特に農山漁村地域の再生についてですとか、住民生活を視点として、住民主体の地域づくりのための研究、計画策定、活動の指導を行ってきているということで、そういう中で農村計画学をこれから活かしていきたいというようなものがございます。そういう中で、これから恐らく齋藤先生につきましては、勝浦市に見合ったところというか、齋藤先生がこれから歩いて、熱意のあるところとか、そういうところを入り込んで、地域の宝を活かしたものをこれから進めていくんじゃないかと思うんですけども、その辺の内容の詳細というか目指すところにつきましては、齋藤先生が、現在、お持ちですので、そのような内容につきまして、来週、6月18日なんですけれども、議会の最終日にお時間を頂戴いたしまして、議員方と役所の職員を対象にいたしました齋藤先生の講演会を開いていただきまして、その中で地方創生の関係の話ですとか、勝浦市をこれからこういう目で見たいというような、ご本人のプランについてお話いただければというふうに考えているところでござ

います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○5番（磯野典正君） 私のほうから確認も含めてなんですが、議案第35号の消防費、先ほど前段者のほうからお話しありましたが、消防詰所の件でございますが、毎年毎年、各地域、各地区の消防の詰所の改修工事というか新築工事が進められてきていると思うんですが、今回は2カ所、今後、まだ未実施な詰所も多々あるかと思うんですが、あと何年ぐらいの計画で、この詰所の改修工事が進められていくのかというのを、もし計画がございましたら、教えていただければと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。今後の詰所の改築の予定ということでございますが、総体の計画というものはございません。要望をいただきましたり詰所の状態を見させていただきまして、年に1カ所、今年は2カ所でございますが、そういう建築の、計画ではなく現状で判断をしているというようなことでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○5番（磯野典正君） その中に優先順位というのがあったりもすると思うんですけど、中にはトイレもないような環境の場所というのもあったりするわけなので、その優先順位というのはどういところで判断されているんでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。まず、建築の古さということ、老朽度ですかね。いま一つは、そういう利用形態ということがございますが、加えまして、地元の要望というようなことになります。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 私からは1点のみです。14ページの総務費総務管理費の中の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の中の地方創生戦略推進会議の委員報酬についてであります。この地方創生戦略推進会議の委員の構成と会議の予定回数をお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答え申し上げます。まず、構成を申し上げます。4地区の区長代表、商工会長、商工会青年部長、商工会女性青年部長、商工会女性部副部長、観光協会長、勝浦市婦人会長、勝浦市老人クラブ連合会長、国際武道大学の事務局長兼総務課長、国際武道大学男子学生代表、国際武道大学女子学生代表、JAいすみ農業協同組合支所長、勝浦漁業協同組合代表理事組合長、新勝浦漁業協同組合代表理事組合長、あと、勝浦市内の指定金融機関の千葉銀行勝浦支店支店長、勝浦市金融団の幹事、支店長、あと、ハローワークいすみの所長でございます。

回数につきましては、5回を予定しております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 先ほども答弁の中でありましたように、総合戦略について、11月中にまとめて、その前にパブリックコメントということでございましたので、年度内会議の回数が5回というのではちょっと少ないのかなというふうにも感じますし、できるだけこの夏じゅうにいろいろな会議を開いていただいて、綿密に会議を行っていただきたいと思うんですが、この5回

という回数については、もうちょっと増やすというお考えはないのでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。本推進会議を5回以上増やすことについては、スケジュール的にタイトなところがありますので、困難だと思っております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） 私からは3点でございます。今、前段者、前々段者の件と、それから14ページ、コミュニティ助成事業に関する件と、もう一つは、21ページ、公園施設維持管理経費の件について、3点です。

まず、前段者、前々段者が質問しています齋藤先生の件でございますけれども、今回、一般質問にあえて入れませんでした。当然、行政の専門家、市長、副市長、また企画課の皆さん、執行部の皆さん方の専門性あるいはいろんな研究成果で、当然シティーマネジャーを招聘しているということがありますから、それを尊重していました。そこで、前々段者の質問等もありますが、今回、齋藤先生に対して、当然、委託しているわけですから、齋藤先生にとっては、今回の委託内容について、どういう視点を持ってやられるのか、それからどういう研究の概要を示してくれたのか、それから過去の業績から来る、例えば新たなジャンルとしての提案なのか、あるいは今までの農村地域云々の延長線上の中で広大な勝浦市の、例えば海辺はもう厳しいから緑の大地を何とかしようという新しい勝浦創生バージョンは、海辺じゃなくて、緑地の大地にあるんだという思い切った形の中での、今回、創生版を齋藤先生にコーディネートしていただくというようなストーリーが、私も、ちょっとにわか勉強で、齋藤先生を調べまして、あるんでございますが、やはり研究の視点に書いてありますように、生活拠点としての地域の空間計画を考えていく。それから、最終的には農村・農業・農地の持つ自然コミュニティ生活文化に着目し、農的環境から地域の計画を考えていくが研究の視点というものが、齋藤先生の中で打ち出されているんです。それで、研究の概要というのはどういうことでやっていくのかと、先ほど課長が答弁していますように、基本的に一番大事なのはヒアリング調査、タイムインタビューを重視していると。それから、それに基づいて現状分析、発見型の研究をしたいと。多くの地域を訪れ、異文化、異世界、違う考え方に触れ、真理の発見をすると。これは余り長く言ってもいけませんから、そういう研究概要に基づいてされると。それが勝浦の4地区の区長、さまざまな地域の交流に触れるといったときに、4地区がさまざまな地域ですか、おかしいですよ、流れが。真剣にこの地方創生版を考えているというふうに、岩瀬議員の質問に対して答えていない。そして、現実には、千葉県総合戦略策定スケジュール概要というのがここにありますよね、いつどういうふうになって、11月に人口ビジョン、総合戦略の決定、公表しますよと。こういうスケジュール概要まであるんだから、当然、齋藤先生には、細かく、ヒアリングはこうこう何月ごろ終わって何とかやって、いろんな会議を内部アンケート調査もやります、外部組織もやります、そういった中での細かいスケジューリングが当然されていなければ、庁内も体制をとっているということであれば、当然、そういうふうな中で用意してなくちゃおかしいですし、そういう答弁があつて私たちも安心できるわけです。ああ、それだけの先生に頼んでいたんだな、安心だなと。先生の業績の中で、あくまでもターゲットが、勝浦が緑の大地を中心としたまちづくりを考えるという目的でこの先生にお願いしているというならわかるんですよ。私の中で比べた中で、「イギリスにおける地域振興政策の転換」というの

を共著で論文を出しているんですが、イギリスのどこか、そういう未来に向かっての勝浦のまちづくりを提案してくれるのかなと、期待はこういうところにあるのかなと思いますけど、昨日、一般質問の中で、共立メンテナンスのオーナーが、ベトナムのダナンでしたか、そういうイメージの中でリゾート開発すると。当然、市長の中にもそういうふうなイメージの中で、勝浦の未来像、10年後、20年後、30年後、中には50年後にそういうふうなイメージをされて、今回いろんな中で齋藤先生を招聘されたというストーリーだというふうに、私は理解しているんですが、どうも先ほどの答弁を聞くと、そういうふうにはっきりしていない。さまざまな地域でやるんだから、さまざまな地域、やっぱり4地区ぐらい調査したからって言い得る話じゃないし、現実にもそういった中でのプロセスが余りにもずさん、答弁がと私は思います。それに対してのより細かく、言葉じゃなくて、議長を通して要求しますので、策定スケジュールがあれば、私たち議員にお見せください。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中ですけど、11時10分まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

土屋議員の質問を続けていただきたいと思います。

○14番（土屋 元君） 2点目に行きます。2点目は、14ページのコミュニティ助成事業でございます。これはたしか私の記憶では、昨年十何地区の区長が手を上げて、そしてくじ引きで決めたという内容だったので、今回、どのような内容で採択をされたのかということが1点と、それから、これは助成事業の中でのコミュニティ助成事業ですよ、そのほかにもたくさんの助成事業があると思うんです。その辺の活用というのは研究されて、それ以外のコミュニティ助成事業については、そのようなアプローチしなかったのかどうかをお聞きします。

それから、3点目です。3点目は、潮風公園の、今回追加予算でバリカー設置しましたということでございます。これについては、問題なく思っていますが、ただ、潮風公園、私も時々お邪魔して、利用状況を確認しているんですが、若いお母さんたちから非常に多く、夏に向かって日影が足らないと。四阿が1つあるんですが、なかなかそこにみんなが集まってというわけにいかないんですよと。ですから、日影をつくっていただきたいということをすごく要望されました。せっかく町なかに公園ができたので、簡易な四阿でも何でもいいですから、日影をつくって、本当に町なかのオアシスとしての機能をぜひつくっていただきたいという声を非常に多く聞きまして、これについてもぜひ今後考えて補正予算とか何かで出していただけるかどうかをお聞きします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 私のほうからは1点、プランニングディレクター、齋藤先生の件でお答えしたいと思います。今、土屋議員からいろいろご質問がありました件につきましては、細かいことは齋藤先生本人に18日聞いていただきたいと思います。私のほうからは、今回のこのプランニングディレクターをお願いした、いわゆる内閣府をお願いしたことにつきましては、全国でたしか50数名、60名ぐらいのディレクターがいて、いろんなジャンルで、学者であるとか、それからコンサルであるとか、官僚であるとか、こういう中で内閣府の中でいろいろ調整をし、

勝浦にふさわしいだろうと、また勝浦に意欲があるということで齋藤先生をお送りいただいたということでもあります。

私は、齋藤先生に対するスタンスとして、基本的には齋藤先生にお任せをするということ、変に細かいバイアスをかけて、これはこうだ、先生、こうしてください、ああしてください、こういうことは、私のほうは言わないほうが、これがまさに先生の知恵を引き出す地方創生になるだろうということ。先生は今、いろいろ聞いていますと、いろんな地区に入ったりヒアリングをやったりしているということですから、その地区でこういうこと、やはりその地区でこういうことをやればやる気があるだろうということで、先生のほうから根を張らしてもらって、それをさらに深めてもらうということで、今回だけの地方創生ではなくて、今後につながる、まちづくりにつながるような、そういうようなことを私のほうは暗に期待しております。でも、先生のほうには、こうしろ、ああしろ、先生、どうやっているんですか、ああですかという、そういうことは言わないほうがいいと、私は思っております。ということで、以上でございます。あと、細かいのは、18日に先生にお聞きいただきたいということでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。コミュニティ助成事業についてでございますが、こちらは、まず地区の内容でございますけれども、要望地区を各地区順次配分していくというふうになっております。また、その他の助成についてでございますが、こちらにつきましては、今後、どういう助成制度があるものかを再調査をいたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 続きまして、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。日よけスペースの増設であります。現在、ご存じのように、四阿が1基のみ設置してございます。これは当公園の整備に当たりまして、遊具ゾーン、広場ゾーン、植栽ゾーンという限られたスペースの中でゾーン分けした結果でございまして、公園の開園後、どのくらいの方々が利用していただけるのか見えない中、また、予算の関係上、今回の設置になったものであります。今後、利用者が結構多いと伺っておりますし、また、確かに四阿がいっぱいで日よけスペースが足りないということでございますので、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○14番（土屋 元君） まず、潮風公園でございますが、やはり利用の多いとき、都市建設課だけでは職員が足りないでしょうから、全庁体制で、利用状態を他の課の人たちにもお願いして、土日中心とか、時間帯もあるでしょうから、それを見て、率直に市民の若いお母さんたちの意見をお聞きする機会をつくってください。検討するというのは、そういう機会を増やして実態を見るということです。現場に行ききめ細かくヒアリングをすることなんです。平日はこういう状態でした、土日はこういう状況ですということで検討してくれる、今度、また聞きますよ。検討すると言ったけど、あれからいつどのように、何回、どのように何の利用者と話し合いをしましたか、データをくださいということまで求めるんです。真剣さというのは、そんなものです。そういう力です。だから、そういう形で、ぜひ子育て支援をするということで大きな柱にしたいということなんです。せつかくできた潮風公園を、本当によかったねと評価される利便性の高い公園にするということで、ぜひ検討策、具体策を、職員が足らなけれ

ば、全庁体制でお願いでもして、若い保護者のお母さんたちの要望をかなえてあげるという熱心さがなければいけないと思いますが、それに対して課長の答弁を期待します。

それから、地方創生、市長が答弁してくれましたように、サントリーの創始者の好きにやってみなはれということは非常に示唆のある言葉ですし、お任せすると。私は、お任せするということをいけないとか言っているんじゃないくて、お任せする自由もありますし、お任せしないという自由もありますよという中で、今回、国がこの先生がいいということで特別にお計らいをされたと、まさに勝浦のためには、今後この先生が一番いいんじゃないかとしてくれたということみたいに聞こえるので、それはそれでいいんですが、先生の自由に伸び伸びという市長の方針というのは賛成します。

しかし、賛成すると言っても、やはり私たち議員はそれだけに地方創生に対しても役割を担っています。市長が好きにさせるんだからと言っても、私たちは市民の代弁者として意見とか要望を伝えなくちゃいけないんです。これは今回だけじゃなくて、私だって過去の議会で小田原方式、地域を細かく割ってヒアリングするとか、何かやるとか、本当に地域のそれぞれの小さい単位でやって、本当の声を聞いてまちづくりを進める、ただ横断的な産業構造で、ばあっとただ産業構造だけで横断的につくるんじゃないくて、地域ごとのビジョンとか地域ごとの計画も必要だというような形で、私も何回も3期の間に提言してきました。しかし、できた総合計画はなかなかそういうものに行かなかった。今回、この先生は、ヒアリングが大事だということで、だからそれは例えば4つぐらい行きたいと思いますと言ったら、もう少し行ってくれませんかぐらいは、それまで全部好きにということになるのか。では、海辺のほうの区長とかの意見は、いつどのようにとるのか、あくまでこれは組織された総合戦略策定会議の中で意見をもらうのかといったって、限られた時間の中で、時間がありません、時間がありませんという中で決められる会議で、どこまで本音だとか胸襟がしっかり開かれるかということになれば、ざっくばらんな自由な時間に、そういった中で少しこういう方向性ですねぐらいはしないと、家をつくるときに、仕様書をもって、出したのを受け取りだと、そういう考え方もあるんでしょうけど、ここはヒノキにしてよ、ここは何とかにしてよという、そういう要望を、市長は好きにやってみなはれと言うんだけど、やっぱり私たちはそうはいかないんですよ。同僚議員だって、興津地区の責任者をやっていれば、商店街の活性化をどう考えてくれるのかなとか、いろんな意味でヒアリングも期待しているといったときに来てくれない。そういう悩みというのは、お聞きしたら、今からそういうことも先生に直接聞いてくださいとか、要望してくださいという話じゃないと思うんです。私たちは市議会議員で一市民じゃありません。そういうことで、そういう形も含めて、もう少し親切な対応ということとか、親切な働きかけも必要じゃないかと思います。

私が言っているのは、先生から、今回仕様書ができていますよ。家をつくるのに、お金は幾ら、坪幾らだよと。好きにつくってよというのではあんまりでしょう。玄関はこうこうだとか、お風呂場はこうだとかいう、そういうヒアリングとかスケジュールとか、11月に完成させるために仕様書というのは、それはあるんですかと聞いているんです。好きにやってもいいけど、それに対してお答えください。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。まず、猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今回の齋藤先生にお願いをするのは、いわゆる総合計画をつくってくれとい

うようなコンサルに委託しているんじゃないでしょうか。あくまでも、これは内閣府のほうで地方創生として勝浦のほうで、勝浦のほうに力をバックアップしてくれるということで、これは小泉進次郎さんからも直接、私に電話がありました。そういうようなスタンスで、先生は来ていただいているんです。総合計画みたいに仕様書をつくって、これこれこうやってコンサルに頼んで計画を総なめに、全体的にふわーっと、そういうような計画というのは、今回は齋藤先生にお願いしているわけではありません。今回は、我々の中でもいろんな部会をつくったり、若者部会をつくったり、いろんなところに意見を聞きながら、全体的に地方創生の総合戦略をつくっていくんです。齋藤先生が総合戦略全体をつくるのじゃないでしょうか。そういうことを理解していただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。日よけスペースの増設は、市民からの要望も当課のほうに寄せられているところでもあります。また、当該公園はオープンしてから約1カ月半程度が、今、終わったところでもあります。今後の利用状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

都市建設課で常に見に行くことは、当然できません。かといって、他課の応援を求めて、見に行くことも考えておりません。しばらくの間、利用状況を見て、それで必要であれば増設のほうを検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○14番（土屋 元君） 潮風公園、利用を見ていくということですから、見ていく回数を増やして実態を把握していただきたいということで、これは要望しておきます。

地方創生、市長は、今回齋藤先生には総合戦略みたいなお願いはしていないと。ただ、そこら辺はそういう話じゃないよと。だから、当然方向性をやってもらうということだと思いますよね。でも、思いますけど、好きに自由にという中で、11月にはもうスケジュールは決まっていますよね、策定。だから基本的には、研究視点とか、じゃ、どういうふうに概要するよと、こちらにいつも先生が出しているようなことで進められますよというぐらいは、先生からお話を聞いていると私は思っていますので、いきなり、先生、好きにやってくださいよという中で、全て自由に、視点も概要も聞かないでやっていることはどうも理解しにくいです。

やはり大学の先生ですから、きちんとその辺は論理的にやられていることなんで、こういうふうな書類を見れば、きちんとされている先生です。だから、当然、私は、この先生がこれまでの研究成果の中で、勝浦のためにいらっしゃったということは、本当にそういうふうに理解していますし、ただ、やはりそういった中で、ぜひ期待してはいます。期待してはいますから、その辺は、今回の18日に講演会もあるということなので、聞かさせていただきまして、そしてまた改めてそれを反映していきたいと思います。これは要望で終わります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 私のほうからは、15ページの社会保障・税番号制度事業の内容についてお伺いをしたいと思います。今回の補正予算につきましては、関連事務の交付金という形で提案されておりますが、まず1回目に、この交付金を出すということの内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺茂雄君） お答え申し上げます。本年の10月には、住民一人一人に12桁の番号を振った通知カードがそれぞれ郵送されます。それには、顔写真を張る申請書が同封されておりまして、それを送ることによりまして、またウェブ申請もできるのですが、それを送ることによりまして、ＩＣチップを搭載されました個人番号カードが平成28年1月1日から交付されることとなります。国のほうから歳入として688万6,000円計上されているんですが、国から歳入がありまして、その歳入に対しまして、今申し上げました事務を外郭団体であります地方公共団体情報システム機構、通称Ｊ－ＬＩＳと申しておりますが、こちらのほうに委託をしまして、業務をとり行っていただく。国から来たお金を市が受けて、市はこのＪ－ＬＩＳに業務を行っていただき、その経費が歳出に計上されているものです。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 交付金の使途内容はわかりましたが、そうしますと、今、課長のほうから10月からマイナンバーを設置するということです。これについては、広く国民のほうに周知しているようないろんなところでこのマイナンバーについては出ていますので、これからあるんだなというぐらいの認識はあるんですけど、そういう中において、まず10月に、委託をしたＪ－ＬＩＳと市の市民課等の関連の中でやるんでしょうけど、10月からマイナンバーを通知した後に、1月からは、ＩＣチップのカード、写真入りのカードが個人個人に申請で出されるということなんですけど、まず、これを実行することにおいて、マイナンバーを持つ、我々個人個人全部、一人一人に番号が振られてくるんですよ。その番号をこれから行政の中でいろんな面で活用すると。これはあくまで個人の問題ですので、一つは、そういう番号を振られてカードができてきてという中において、市のほうはＪ－ＬＩＳに全部委託してやっていくんですが、今、盛んに言われていますセキュリティーの問題が、個人情報保護等も含めて、しっかりとしてもらわないと、制度自体はこれからの時代に合ってくるものだと思いますけど、そういうところの関連を市のほうでも置くのか、またサーバーで管理しているＪ－ＬＩＳのほうで全てを管理していくのかということ、まず一つ伺いすると、国民に番号がつけられて社会保障や税金や、個人の資産など、そういうものについて、そういう中で体系的な管理というか、情報が管理されていくということになるので、プライバシーの問題も含めて、市のほうはどのように考えているのかということが2点目です。

あと、あくまで申請書、番号は振られてくるけど、カードは申請によるものというふうに、書いたものを読むとなっているんですけど、今、発行している住基カードというのもありますよね、住基カードとマイナンバーのカード、これがどのような関連を持ってくるのか、それについて、3点伺います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。私のほうからは、運営管理上の関係からセキュリティーの関係について答弁させていただきます。まず、マイナンバーにつきましては、ＬＧＷＡＮと言われております行政がネットワークを通してのみデータの授受が行われており、行政機関のみを専用線で接続しているものであるため、外部からの侵入リスクが非常に低いということが言えます。

また、市役所において、住民基本台帳ですとか、固定資産とおっしゃってございましたけれども、税情報を取り扱っております基幹系システムは電子メールを取り扱う内部情報系システム

と分かれております。互いに接続されていないため、万が一メールを通して感染しても影響が広がらないということが言えます。

さらに、マイナンバー導入後は、住民情報の副本が中間サーバーと呼ばれるデータセンターに格納され、これにアクセスする権利を持った職員が全国からアクセスすることになります。特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに基づきまして、個人番号の取り扱い操作資格が限定されるため、無資格では不用情報を参照できません。また、閲覧履歴も保管されることになります。

以上のようなことから、安全性については特に現在のところは心配しておりません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺茂雄君） お答え申し上げます。個人番号カードと住基カードの関係でございます。住基カードは、議員ご存じのように、現在も発行しておりまして、個人番号カードが来年1月に開始されますので、それまでの間は住基カードも発行いたします。逆に言いますと、個人番号が1月1日から執行された後は、住基カードは新たには発行されません。既存の取得者につきましては、住基カードも10年間有効になります。ただし、住基カードを持っている方が新たに個人番号カードを取得した番号には、その時点で住基カードは失効するということになります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 何となくというか流れもわかりましたし、セキュリティ、個人情報の保護とかプライバシーの問題とかは問題ないということです。とは言いつつも、いろいろな問題も今後起こり得ることも考えられますので、その辺の対応はしっかりやっていただきたいというふうに思います。

最後に、これは制度化されて、日本全国でやるわけですけど、勝浦市民に対して、このことを、市民も高齢者からいろいろいますので、その周知とこの問題に対応するようなQ&Aみたいなものをつくるなりして、住民一人一人がこの番号をもらうわけですから、もらった人が、これが何だかわからないというようなことじゃなくて、これはこういう制度として始まって、これはこれから行政の中では一番個人を特定した中での大事なものだということになると思いますので、その周知について、しっかりやっていただきたいということと、その方法をどのように考えているか、お伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。マイナンバーの関係で周知等に関してでございますけれども、これは当然市民の皆さんに周知しなければならないことと考えております。また、今後は、近隣市町と足並みをそろえまして、Q&Aも含めまして、広報あるいはホームページ等で周知してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 私のほうからは21ページになります。潮風公園、前々段者のほうから、いわゆる四阿、日よけの部分の要望等の質問がありましたけれども、私のほうも利用者の子どもを持つ親もそうですし、実際に学校を終わって潮風公園に行くのを楽しみではないという親の声も聞いていますし、私も何度か見に行きました。あるとき、教育課長、ご存じと思いま

すがフェアキャストでメールで送られてきたんです。子どもの飛び出し、接触みたいなものが潮風公園でというのが、多分小学校とか保育園、幼稚園の親であれば、多分メールでそれが行ったと思うんですけれども、あそこはたしか危ないんですよ、車。それで今回この補正予算で措置をされたんですけど、これが北口のほうに3カ所で3基設置ということなんですけど、川を渡った向こう側にもやはり必要じゃないかという声も、私のほうは受けているんです。あそこは臨港道路のところ、結構路駐もされていて、やっぱり危ないんじゃないでしょうかという声も伺ったんですけれども、まずは、このバリカー3基なんですけど、この3基も、私、行ったときもそうだったんですけど、ベビーカーで子どもを乗せているお母さんがいたんです。ベビーカーが通れるように、3基設置するについては、当然その辺はしっかり設計されて配置されると思いますが、ベビーカーも通りますので、その辺についてしっかりと対応していただきたいということでご答弁をいただきたいということと、あとは、伺ったのは、トイレの問題なんです。小さい子どもがいると急にトイレに行きたくなるということで、私がいたときには、申しわけないけども、市営駐車場のトイレに行ってくれということでお話ししたんですけれども、中にはおむつをつけた弟とか妹というような形になるかと思うんですが、おむつをつけた子どももいて、おむつの交換もできないんですよとか、あとは、手洗いするところもないんですよというようなお話も伺いました。したがって、先ほどの課長からは、利用状況を見てというお話もありましたけれども、そういうお話も出ていますので、四阿、日よけの部分も含めてトイレと。トイレについては、浄化槽を設置してとなるとなかなか高額になるかと思いますが、せめて手洗いできるような水場の設置についてもお考えをお聞きしたいと思います。

それと、3月の議会のときに、公園の橋についてはネーミングライツの件で導入するというようなご答弁を市長からいただいたんですが、それについて、現在までの進捗なり、取り組みはどうなっているのかについてもご答弁いただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。今回、設置しようとしておりますバリカーであります。北側の出入口、市道に面したほうから公園に向かって扇の要のように右、左、後ろというふうな形で設置する予定であります。このスペースがどうしても道路内に入れることができないために、人が通るのがやっとぐらい、今のベビーカーは、大きさがいろいろあるかと思うんですが、幅の狭いものであればベビーカーごと入っていけるであろうと思います。ただ、広目のベビーカーであれば、一旦お子様を抱いていただいて入っていただく必要が出る可能性もございます。

それと、南口も危険ではないかというご指摘なんですけど、私ども、橋を渡って川をまたぐ形で南口のゲートができておりますので、危険性は北口しか認識しておりませんでした。今のご指摘をいただきましたので、現地を確認させて対応させていただきたいと思います。

それと、トイレにはご理解をいただいているというふうに思いましたので、手洗い場なんですけど、当初、公園を設置するときに、ここでバーベキューをされては困るという近隣住民の方々の要望がございまして設置しなかったものでありますが、どうしてもお子様たちが遊べば手が汚れて、おやつ等を食するときには衛生的ではないので、手洗い場に関しては、今、準備中であります。準備が整い次第、設置したいと考えております。

また、ネーミングライツの関係でございますが、当然、当該公園はネーミングライツの候補

地になろうかと考えております。潮風公園という正式な名前がついて、まだ1カ月半程度しかついておりませんので、市民の方にこの氏名が定着した後、しかるべく手続を踏んで、ネーミングライツをやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○8番（佐藤啓史君） 潮風公園の利用者が増える、お子様が常に若いお母さんやお父さんたちが子どもたちと一緒に遊んでいる、利用者の多い公園になればネーミングライツも実施できるようになるかと思ひますし、そのためには、利用されているお子さんたちやお母さんたちの要望、今言った水場については、今、課長のほうは準備しているということでおっしゃっていただきましたけれども、市のほうで手洗い場をつくってくれてありがたいと思へば、また利用者も増えると思ひますし、利用者が増えることによって、潮風公園を設置した意味も出てきますし、ネーミングライツについても、本当に勝浦でできるんじゃないかなというふうに思ひますので、課長も含めて、また随時、現地を見ていただいて、私のほうもいろいろお話を伺ったら話をしたいと思ひますし、実際にごみの話もされたりとか、外側に、犬のふん、困りますみたいな看板が設置してあるんだけど、中に入ったら、ここはペットを入れてはいけませんとなっているんです。外に犬のふん、駄目ですよと書いたら、犬のふんを片づければ犬を連れて入っていいのかと思ひてしまいますよねというふうなことも言われたりもするんです。そういう細かいことまでは、本会議の中では言ひませんが、まず、利用者のために、常に役所として対応してくださいということをお願いをします。答弁は結構でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川議員。

○4番（照川由美子君） 14ページ、一般管理費の男女共同参画推進事業について質問をいたします。地方創生のためにも、男女共同参画推進事業は重要な事業と思ひております。この8万円、削られています、その削られてきたその経緯を教えてください。そして、平成26年度の分を平成27年度に回すということですが、どうしてそのようになったのかをお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。8万円のマイナス要求の理由でございますが、今年度におきまして、勝浦市男女共同参画セミナーを開催する予定でおります。時期的には来年明けてからになると思ひますけれども、予定しております。講師を依頼いたしまして、これまでどおり講演会を開催する予定なんですけれども、地方創生先行型、先ほどちょっとおっしゃられました平成26年度予算の繰り越しの平成27年度分になるんですけれども、その子育て支援事業におきましてフォーラムを開催します。そのフォーラムを男女共同参画セミナーと子育てフォーラムをともに、いわゆるコラボレーションか何かで開催しようという計画にしておりますので、交付金の手当てのある子育て支援のほうの予算を優先させていただきまして、男女共同参画のほうで支出する予定であった講演料の8万円は、今回マイナスで要求させていただくというような内容でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第35号は総務文教常任委員会へ、議案第36号は産業厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

請 願 の 委 員 会 付 託

○議長（寺尾重雄君） 日程第2、請願の委員会付託であります。今期定例会において受理した請願は、お手元へ配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休 会 の 件

○議長（寺尾重雄君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月13日から6月17日までの5日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、6月13日から6月17日までの5日間は休会することに決しました。

6月18日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づいて付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（寺尾重雄君） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時48分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第32号～議案第36号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第1号～請願第2号の委員会付託
1. 休会の件